秋田県旅費支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

秋田県規則第十八号

秋田県旅費支給規則の一部を改正する規則

秋田県旅費支給規則（昭和二十八年秋田県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第１　行政職給料表の各級に相当する職務の級（第２条関係） 略 備考 １　この表において公安職給料表、海事職給料表、教育職給料表⑴、教育職給料表⑵、研究職給料表、医療職給料表⑴、医療職給料表⑵及び医療職給料表⑶とは、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年秋田県条例第22号）第４条第１項に規定するそれぞれの給料表（職員の定年等に関する条例（昭和59年秋田県条例第１号）第13条の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）に係る部分を除く。）をいい、現業職給料表とは、単純労務の職員の給与等に関する規程（昭和40年秋田県訓令第11号）第２条第１項に規定する給料表（定年前再任用短時間勤務職員に係る部分を除く。）をいう。 ２　略 ３　主任指導主事、指導主事、主任社会教育主事、社会教育主事、主任管理主事、管理主事、主任学芸主事又は学芸主事の職にある者で教育職給料表⑴３級又は教育職給料表⑵３級の17号給以上の給料を受け	別表第１　行政職給料表の各級に相当する職務の級（第２条関係） 略 備考 １　この表において公安職給料表、海事職給料表、教育職給料表⑴、教育職給料表⑵、研究職給料表、医療職給料表⑴、医療職給料表⑵及び医療職給料表⑶とは、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年秋田県条例第22号）第４条第１項に規定するそれぞれの給料表（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の４第１項、第28条の５第１項又は第28条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）に係る部分を除く。）をいい、現業職給料表とは、単純労務の職員の給与等に関する規程（昭和40年秋田県訓令第11号）第２条第１項に規定する給料表（再任用職員に係る部分を除く。）をいう。 ２　略 ３　主任指導主事、指導主事、主任社会教育主事、社会教育主事、主任管理主事、管理主事、主任学芸主事、学芸主事、主任スポーツ主事又はスポーツ主事の職にある者で教育職給料表⑴３級又は教育職給料表⑵３級の17号給以上の給料を受け

るものの「相当する職務」は、この表の規定にかかわらず、行政職給料表６級に相当する職務とする。	るものの「相当する職務」は、この表の規定にかかわらず、行政職給料表６級に相当する職務とする。
別表第１の２　定年前再任用短時間勤務職員の行政職給料表の各級に相当する職務の級（第２条関係） 略	別表第１の２　再任用職員の行政職給料表の各級に相当する職務の級（第２条関係） 略

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の秋田県旅費支給規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

３　職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年秋田県条例第三十一号）附則第十三項に規定する暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員（職員の定年等に関する条例（昭和五十九年秋田県条例第一号）第十三条の規定により採用された職員をいう。）とみなして、この規則による改正後の秋田県旅費支給規則別表第一の二の規定を適用する。